

社会保険労務士

労働及び社会保険法令に基づく申請等を業とすることは、国家資格を付与された社会保険労務士(社労士)だけです。社労士でない者がこれらを業として行った場合は、法律により罰せられます。

【年次有給休暇】

「働き方改革」という言葉が世の中に周知され、久しいこの頃であります。が、実行法である労働基準法の改正案が、平成31年4月施行に向け着々と準備されております。

改正審議されている項目には、①高度プロフェッショナル制度の導入②企画業務型裁量労働制対象業務の拡大③中小企業における月60時間超の時間外労働における割増賃金率25%から50%への引き上げ④年次有給休暇の5日取得の義務化などが挙げられておりますが、今回はその中でも年次有給休暇付与及び取得について記載いたします。

ご承知の通り、年次有給休暇(以下「年休」とは、「6ヵ月以上の継続勤務をした労働者が、全勤務の8割以上出勤をした場合、10日の休暇が与えられる」制度でその

付与日数は最大で年間20日になります。その年休の取得率については、現状、企業により差異は大きいようです。その要因の一つに、制度としてある期間が経過し、要件を満たせば労働者に年休が付与されるが、その取

社長!!その悩み…
社労士
(社会保険労務士)
が解決します。

得については強制されるものでないことが挙げられます。そこで、今回の改正案において、「年間5日は年休を取得させる(10日以上付与者)」ことで法的に義務化させ取得率を上げる方向性となるようです。

「人手がいない」「業務的に一斉に休めない」「業務が担当に分かれていて代わりになる社員がいない」など労働者の希望のみによる取得は難しいと感じている企業も多いと思います。

そこで、年休の計画的付与制度を活用されてはどうかでしょうか。年休の付与日数のうち、5日を超える日数については労使であらかじめ日程を決めて年休を取得してもらうことができるのです。

その実施には労使協定の締結が必要になります。が、夏休みや年末年始の特定日を全社員一斉年休取得日とすること、部門、グループ毎など交替で取得させること、また、誕生日や結婚記念日など社員それぞれの希望を確認し個別に取得させることなどが可能になります。

企業にとって、社員に年休を取得させることは

簡単なことではないかと思えますが、働き方改革が進められ、人手不足が深刻化している今、年休取得率を向上させ、社員のリフレッシュやモチベーションの向上、更には業務の効率化を図り、安心して働ける職場作りを目指されてはいかがでしょうか。年休の計画的付与には就業規則の改定など伴う場合がございますので、その際は社会保険労務士にご相談ください。

今回の執筆担当



特定社会保険労務士 今村速人

今村速人社会保険労務士事務所

旭川市忠和8条5丁目1-2
☎0166-73-8721
▼ホームページ
<http://www.imamura-sr.jp/>
今村速人 (いまむら はやと)

地域に根ざした医療を目指します。

のなか 気管食道耳鼻咽喉科

理事長・院長 野中 聡

診療科目
■耳鼻咽喉科
■気管食道科
■アレルギー科

診療時間
月・火・木・金 / 午前 8:30~12:00 / 午後 2:00~6:00
水・土 / 午前 8:30~12:00

〒070-8005 旭川市神楽5条13丁目1番6号 TEL(0166)60-3333 FAX(0166)60-3000